

産業動物の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308307号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事  
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)等の施行に伴い、「産業動物の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第85号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

については、産業動物を飼養及び保管する貴管下の関係者等に対する普及啓発に格段の御配慮をお願いする。